

○協議会の皆様からご意見を賜りたい内容

- ・各政策分野の現状と課題
- ・各政策分野におけるこれまでの取り組み内容に対する評価、ご意見
- ・今後(10年後)、上田市が目指すべき姿とそのために必要な取組の方向性
- ・過去計画策定時との大幅な環境・潮流の変化など

資料4-2

1 第二次総合計画 後期まちづくり計画の評価

2-2-3	安全・安心に暮らせる環境の整備
-------	-----------------

①実施内容の検証（住宅政策課の空家等対策関連を抜粋）

基本施策1 計画的な土地利用を推進します	
①国土利用計画の推進 ②都市計画マスタープランの推進 ③地籍調査の推進 ④開発事業への適切な指導	
基本施策2 拠点集約型都市* 構造による持続可能な都市づくりを進めます	
①コンパクトなまちづくりの推進 ②都市計画道路の整備	
基本施策3 国土強靱化に向け、災害に強い都市基盤整備を推進します	
①国土強靱化地域計画の推進 ②災害に強いまちづくりの推進 ③道路などの長寿命化の推進 ④既存建築物などの耐震化の促進	
基本施策4 安全で快適な交通環境の整備を推進します	
①安全で快適な歩行空間の整備	
基本施策5 安全・安心な住環境整備などを推進します	
①安定した居住ができる公営住宅の整備と適切な管理運営	
②老朽化した危険な空き家などの適正管理	

第二次総合計画 後期まちづくり計画の評価						新まちづくり計画(R8年度以降)に向けた必要性・課題・新たな視点、方向性等		
通番	頁	担当課	取組内容	施策の進捗状況(R5年度末まで)	施策達成度の評価	今後見込(R7年度末まで)	施策の必要性・課題・新たな視点等	方向性
171	69	住宅政策課	1 「空家等対策の推進に関する特別措置法」や「上田市空家等対策計画」に基づき、市内に点在する老朽化した危険な空き家などの対策を推進します。	・「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、「上田市空家等実態調査」、「上田市空家等対策協議会の設置」、「上田市空家等対策計画」を策定した。 ・老朽化した危険な特定空家等に対し、令和4年度に行政代執行1件を行った。	B	・「上田市空家等対策計画」に沿って、老朽化した危険な空家等の対応策等を検討し、早期改善に向け取り組む。 ・令和6年度から7年度に予定している、空家等実態調査の結果について、令和6年度に導入予定の空家等管理システムに取り込み、空き家所有者に対して「取り組むべき空き家対策(利活用が可能か、解体除却が妥当か)」について助言を行うことにより、適正な管理を推進する。 また、老朽危険空き家を地域の課題として捉えている自治会と情報共有を図ることで「空き家対策の見える化」を進める。	【施策の必要性】 ・平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行。近年増加の一途をたどる空家等が地域住民の生活環境にもたらす深刻な影響を背景に、空家等対策を強化することを目的とした「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」が令和5年6月14日に公布され、同年12月13日施行となった。 【課題】 ・現行の「上田市空家等対策計画」が令和7年度末に改定予定であることから、国が実施した「令和5年住宅・土地統計調査」及び令和6年度から7年度に実施する空家等実態調査から正確な空家の現状把握を行う。 【新たな視点】 ・他の自治体の空家対策を注視しながら、参考とすべき取り組みについて、導入することが可能か検討を行う。 ・空家対策総合支援事業など、国の財政支援措置を活用することにより、財政負担の軽減を図る。 ・国は、管理不全空家等及び特定空家等について、法の一部改正により、固定資産税の住宅用地特例の解除を行うことにより、空き家所有者への適正管理を促すことを定めたが、この制度を今後の空家対策に活用していく。 【施策の方向性】 ・「空家等対策の推進に関する特別措置法」や「上田市空家等対策計画」に基づき、老朽化した危険空家対策を推進し、安全・安心な住環境づくりに取り組めます。	B A: 拡大・充実 B: 継続 C: 縮小 D: 廃止・休止
172	69	住宅政策課	2 人命や地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす恐れがある老朽化した危険な空き家などの所有者に対し、適正な維持管理に努めるよう、助言・指導や情報発信などを行います。	・市民及び自治会等から、人命や地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす恐れがある空き家について、情報提供等があった場合、速やかに現地を確認するとともに関係課と情報を共有し、所有者に対して適正な維持管理に努めるよう改善を求めました。 ・平成28年度に実施した「上田市空家等実態調査」の結果、今すぐに倒壊や建築材の飛散等の危険性はないが損傷が激しいと考えられる状態(老朽化が著しい)の98棟について現地調査を行い、優先して取り組むべき空き家について参考とした。	B	・引き続き、市民及び自治会等から空き家についての情報提供等があった場合、速やかに現地を確認するとともに関係課と情報を共有し、所有者に対して適正な維持管理に努める。 ・令和6年度から7年度に予定している、空家等実態調査の結果について、令和6年度導入予定の空家等管理システムに取り込み、空き家所有者に対して「取り組むべき空き家対策(利活用が可能か、解体除却が妥当か)」について助言を行うことにより、適正な管理を推進する。 また、老朽危険空家を地域の課題として捉えている自治会と情報共有を図ることで「空き家対策の見える化」を進める。 ・利活用が見込まれる空家の促進を図るため、移住定住を担当している部署と連携して、首都圏等での「移住相談会」に積極的に参加する。	【施策の必要性】 ・平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行。近年増加の一途をたどる空家等が地域住民の生活環境にもたらす深刻な影響を背景に、空家等対策を強化することを目的とした「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」が令和5年6月14日に公布され、同年12月13日施行となった。 【課題】 ・現行の「上田市空家等対策計画」が令和7年度末に改定時期を迎えるため、国が実施した「令和5年住宅・土地統計調査」及び令和6年度から7年度に実施する空家等実態調査から正確な現状把握をしたうえで改定する。 【新たな視点】 ・他の自治体の空家対策を注視しながら、参考とすべき取り組みについて、導入することが可能か検討を行う。 ・空家対策総合支援事業など、国の財政支援措置を活用することにより、財政負担の軽減を図る。 ・国は、管理不全空家等及び特定空家等について、法の一部改正により、固定資産税の住宅用地特例の解除を行うことにより、空き家所有者への適正管理を促すことを定めたが、この制度を今後の空家対策に活用していく。 【施策の方向性】 ・「空家等対策の推進に関する特別措置法」や「上田市空家等対策計画」に基づき、老朽化した危険空家対策を推進し、安全・安心な住環境づくりに取り組めます。	B A: 拡大・充実 B: 継続 C: 縮小 D: 廃止・休止

1. 実施内容の検証（住宅政策課の空家対策関連を抜粋）

基本施策1「来たい・また来たい・住みたい・住み続けたい都市」の実現を目指します

①シティブロモーション戦略に基づく多様な魅力の発信 ②上田の「歴史と魅力」を生かしたまちづくりの推進

基本施策2 移住に向けたシティブロモーションを推進します

①移住希望者への情報発信

第二次総合計画 後期まちづくり計画の評価								新まちづくり計画(R8年度以降)に向けた必要性・課題・新たな視点、方向性等		
通番	頁	担当課	取組内容	施策の進捗状況(R5年度末まで)	施策達成度の評価	今後見込(R7年度末まで)	施策の必要性・課題・新たな視点等	方向性		
628	145	住宅政策課	3	空き家を提供したい人と空き家を利用したい人に対し、相互の情報を収集及び発信する「空き家情報バンク制度」を活用し、定住人口の増加と空き家解消による地域の活性化を促進します。	空き家問題解消のため、空き家情報バンク制度を活用し、空き家の解消と地域の活性化を図っている。	A	・令和6年度及び令和7年度においても、引き続き定住人口の増加と空き家解消による地域の活性化を促進していく。	【施策の必要性】 ・空き家が増えていく中、市内での戸建のニーズはかなりのあるので、引き続き行いたい。 【課題】 ・新たな空き家物件の掘り起こし。 特に、空き家情報バンク制度において、賃貸を目的とした空き家の登録数が少ない。(令和5年度実績では2件、全体35件の5.7%) 【新たな視点】 ・令和6年度から7年度に予定している、空家等実態調査の結果について、令和6年度導入予定の空家等管理システムに反映させ、空き家所有者に対し積極的なアプローチを行い、新たな空き家物件の掘り起こしを検討。 ・令和4年度から実施している空き家セカンドユース事業を推進し、移住定住につなげる。 【施策の方向性】 移住検討者の多様なニーズをとらえ、大都市圏での移住相談会・セミナーの開催や、WEBを活用して、効果的な情報発信を行います。	B	A:拡大・充実 B:継続 C:縮小 D:廃止・休止
②移住へと導く関連施策の展開										
632	145	移住交流推進課(住宅政策課、地域雇用推進課)	2	移住・定住コーディネーターを設置し、仕事や住居の確保、子育てなど様々な課題をサポートする相談体制を充実し、移住に係る負担を軽減します。	・市関係課による、移住希望者への初期の相談対応に加え、住まい・就労の相談の場合は、専門の民間コーディネーターを紹介 ①上田市空き家情報バンク運営安定化事業(住宅政策課) ・信州うえだ移住支援センターへの委託事業として、空き家情報バンクや生活情報の支援を実施 R3:相談346件、移住178人、R4:相談445件、移住194人 R5:相談415件、移住230人 ②上田市移住希望者就職支援事業(地域雇用推進課) ・民間の人材派遣会社への委託事業として、移住希望者への就業や生活情報の支援を実施 R3:相談150件、就業12人、R4:相談141件、就業9人 R5:相談218件、就業12人 ③上田市オンライン交流サイト等運営事業(移住交流推進課) ・WEBサイト「うえだ移住テラス」(国交付金R4-R6)の運営により、先輩移住者など市民目線での情報を発信	A	①空き家情報バンク運営事業 ②上田市移住希望者就職支援事業 ・国交付金(R4-R6)終了後の取組方針の検討 ③オンライン交流サイト等運営事業 ・国交付金(R4-R6)終了後の取組方針の検討	【施策の必要性】 ・移住希望者が安心して相談できる専任の相談体制(移住定住コーディネーター)を整えていることが着実な移住につながるため、行政と民間との連携により、移住希望者に寄り添った施策を展開していく必要がある。 【課題】 ・人事異動を伴う行政職員では、移住相談のノウハウを蓄積するのに時間を要する。 ・民間で総合的な移住定住コーディネートを展開するためにも、ノウハウの蓄積が必要である。 【新たな視点】 ・他自治体で導入している、民間人材の移住定住アドバイザーの設置を検討する。(大町市、東御市) ・地域おこし協力隊OB・OGも含めた人材育成を検討する。 【施策の方向性】 官民連携により移住検討者の相談体制を充実し、仕事や住まいをはじめとした移住関連施策を展開するとともに、都市農村交流など関係人口づくりの取組を進めます。	A:拡大・充実 B:継続 C:縮小 D:廃止・休止	

2. 指標値の達成状況と新計画での指標(案)

第二次総合計画 後期まちづくり計画の達成度をはかる指標・目標値									新計画での指標の内容(変更)		基準値(基準年)	R12年度(5年後)目標値
担当課	指標の内容	後期計画での基準値(R元)	R3年度実績	R4年度実績	R5年度実績	R6年度見込	後期計画でのR7年度目標	達成度の評価				
住宅政策課	空き家情報バンクを利用した移住・定住者の数	25人(令和元年度)	38	21	31	25	250人(25人/年10年間)	A	行政サポートによる移住者数	104人(令和5年度)	140人/単年度	
住宅政策課	空き家情報バンク成約件数	17件(令和元年度)	30	29	27	20	120件(12件/年10年間)	A	空き家情報バンクにおける成約件数	27件(令和5年度)	135件	